

2017 年 6 月 11 日

社会人部 加盟チーム 各位

日野市サッカー連盟
社会人部長
鈴木史剛

日野自工グラウンド利用上の注意事項に関する通達

日野自工グラウンドの利用上の注意事項に関して通達します。

1)目的

日野市サッカー連盟社会人部の利用時間帯において、日野自工グラウンドの近隣住民・商業施設・警察官から施設管理人へと苦情が増大している旨、グラウンド提供チームから報告を受けました。

今後も日野自工グラウンドを安定して利用できるよう、グラウンド利用上の注意事項を刷新したことを通達します。

2)刷新した内容

(1)これまで「グラウンド案内図」として展開していた文書を、施設提供チームと社会人部長の連名での『利用上の注意点の告知文書』に位置付けました。ここに記載した内容への違反行為があった場合、該当チームには HFA 社会人部が処分を科することとします。

(2)駐車場の利用は、1チームあたり5台を限度とします。

(3)駐車場 P1(体育館脇)を利用禁止とします。

今後は駐車場 P2 のみを利用してください。

(3)クーリングブレイク期間は、ひのじ、または、アームスベッカーの指示に従い、1 試合目の対戦チームが休息場所テントの設置を、2 試合目の対戦チームが休息場所テントの撤収をして下さい。

3)資料

『日野自動車総合グラウンドの利用上の注意点の告知文書』2017 年 6 月 9 日版を別添資料として展開します。

社会人部では行動監視はしませんが、日野市のサッカーファミリーの一員として責任のある行動を全てのチーム関係者に周知徹底してください。

以上
事務局 石田徹